

中山間地域農業の維持・振興に向けた
「大島区」の将来ビジョン

ありたい姿（キャッチフレーズ）

大島区らしさである人や物・自然の豊かさを活かし、
楽しい農業や地域のつながりにより、人生の楽園をめざします

実現するための4つの柱（方向性）

担い手・後継者の確保



- ① 地域おこし協力隊の導入と地域の受入体制づくりを進めます。
- ② 農業に参入する会社を募集します。
- ③ 残す農地、貸し付ける農地、やめる農地の線引きを行います。

農業生産維持に向けた
作物選定・所得確保



- ① 農産物や地域の魅力をSNSで発信します。
- ② 農産物を加工し、高付加価値化による所得の増収を目指します。

農業機械・スマート農機の
共有化・共同利用



- ① 農業機械の共同利用の促進と農作業の共同化に取り組みます。
- ② 市を通じて、NOSAIによる防除の継続を希望します。
- ③ ドローンの活用を推進します。

土地利用の明確化・
農地条件の改善



- ① 残す農地を明確にします。
- ② 農道・水路・ため池の整備を行います。
- ③ 人・農地プランの理解の浸透を図ります。

アクションプラン

短期

令和5年度から令和11年度までの取組 ⇒ 「ロードマップ」を参照

中長期

区分	取組内容	いつ	だれが	どうやって
	該当する取組内容なし			

事務局役割を担う「活動のエンジンとなる組織」

（仮称）大島区みらい農業づくり推進協議会【新組織】

- ・組織の構成員となることを希望する農業者
- ・マネジメント組織（大島区農業振興会、旭農業振興会）
- ・（公財）大島農業振興公社
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員
- ・JAえちご上越頸北わかば営農センター
- ・浦川原区総合事務所産業グループ（事務局）
- ・大島区総合事務所総務・地域振興グループ
- ・上越東農林事務所普及課（オブザーバー）

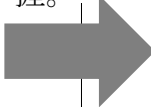
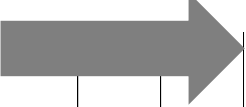
現状と方向性

- 高齢化が進展する中で、担い手の減少や耕作地の減少により、多面的機能の低下が懸念。
- 農業の条件不利地域であるため、残す農地を選択して、そこにインフラ整備を集中させる。

【説明】高齢化の進展と人口減少が背景にあることから、アクションプランは全項目で、令和11年度までに取組の検討や実行に移していく短期目標となっている。限られた人的資源の中で、特に「担い手・後継者の確保」と「土地利用の明確化・農地条件の改善」について、取組可能な地域から進めていく。

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

大島区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目
担い手・ 後継者の 確保	①地域おこし協力隊の導入と地域の受入体制づくり 【実施主体】 希望する地区または町内会	・導入希望の地区または町内会を把握。 	・希望する地区や町内会で組織体制を検討(既存の組織か、新規組織を立ち上げるか、事務局体制をどうするか。協力隊の人数、サポート体制や役割分担等)。 ・協力隊の年間活動計画等を作成。 ・住居の手配、改修。 ・市へ導入を要望。  ・市が予算を確保。 	・市で募集開始。 ・現地見学会の実施。 ・応募に応じた面接試験。 	・着任 ・協力隊として3年間、活動。 			・地域に定住。 ・認定新規就農者として就農(経営開始資金の活用)。 ・人・農地プランへの位置づけ。 
	②農業に参入する会社の募集 【実施主体】 希望する地区または町内会	・参入希望の地区または町内会を把握。 	・希望する地区や町内会で組織体制を検討(既存の組織か、新規組織を立ち上げるか、事務局体制をどうするか。募集方法をどうするか。参入後の会社に耕作してもらう農地面積や耕作条件の整理、利用権設定にするか、作業受託にするか等)。 	・募集開始。 	・参入する会社と条件が整った農地から順次、耕作を開始してもらう。 			
	③残す農地、貸し付ける農地、やめる農地の線引き 【実施主体】 農家組合または町内会	・農地の所有者、担い手を含めた耕作者による農地の線引き作業。 ・線引きされた農地の把握と整理(リスト化)。 	・多面的機能支払交付金の農用地リストに反映。 	・多面的機能支払交付金を活用した農地の維持管理。 	・中山間地域等直接支払交付金の農用地リストに反映。 			

※ 人・農地プランは、法定化され、「地域計画」という名称に変わりました。市では、令和6年度に見直しを行う予定です。

※ 区分「土地利用の明確化・農地条件の改善」で出された取組内容と重複する部分です。

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

大島区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目
農業生産 維持に向けた作物 選定・所得確保	①農産物や地域の魅力をSNSで発信 【実施主体】 情報発信を希望する地域	・情報発信を希望する地域の把握。 ・組織体制の検討と情報発信体制の検討(情報発信を希望する地域と既存の若者グループとで新組織を立上げ、若者グループへの委託等)。 ・情報発信の種類を検討(ホームページ、ツイッター)。 → ・発信原案の作成。 → ・四季折々の大島区の情報を発信。随時更新。 →						
	②農産物を加工し、高付加価値化による所得の増収 【実施主体】 にんにく生産者グループ、にんにく加工者グループ	・にんにくの販売先、採算性、品種選定、生産規模の検討。 ・加工場所、新たな機械や設備導入の検討。 ・新たな生産者の募集。 → ・生産者の技術研修や勉強会の実施。 ・通常生産のほかに、試験栽培の実施。 ・販売先の確保や拡大。 ・新たな機械や設備の導入。 → ・需要に基づいた生産を継続。 → ・販路確保により、増産。 →						

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

大島区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目					
農業機械 スマート 農機の共 有化・共 同利用	①農業機械の共同利用の促進と農作業の共同化 【実施主体】 地域のリーダー	・共同化を希望する集落の把握。 ・共同化が可能な農作業を検討・決定。	・共同化を希望する集落で組織形態を検討。 ・共同化の面積を把握。 ・導入機械の機種を検討。 ・補助事業、交付金事業の活用を検討。	・共同機械の導入	・農作業の共同化開始。								
	②市を通じて、NOSA Iによる防除の継続実施希望 【実施主体】 継続を希望する地域	・防除の継続実施を希望する集落の把握。 ・地域でNOSA Iに防除継続に見合う料金設定に応じながら、継続実施の希望を取りまとめる。	・引き続き、NOSA Iによる防除の継続実施を希望する。										
	③ドローンの活用 【実施主体】 継続を希望する地域	・ドローンを所有しているグループの把握。 ・ドローン所有グループの広域組織化の検討。 ・ドローンによる共同防除を希望する集落の把握。 ・無人ヘリ防除エリアとのすみ分けの検討。	・防除面積に応じたドローン台数の検討。 ・国・県・市・JA等の各種補助事業、交付金事業を活用した新規導入機体の検討。	・ドローン導入	・ドローンによる適期防除の実施。								

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

大島区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目	
土地利用 の明確化 農地条件 の改善	①残す農地を明確にする 【実施主体】 耕作者と日本型直接 支払制度の組織	・農地の所有者、担い手を含めた耕作者による農地の線引き作業。 ・線引きされた農地の把握と整理（リスト化）。 → ・多面的機能支払交付金の農用地リストに反映。 → ・多面的機能支払交付金を活用した農地の維持管理。 → ・中山間地域等支払交付金の農用地リストに反映。 → ・中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理。 → ※ 区分「担い手・後継者の確保」で 出された取組内容と重複する部分です。							
	②農道・水路・ため 池の整備を実施 【実施主体】 耕作者と日本型直接 支払制度の組織及び 町内会	・担い手を含めた耕作者、農家組合または町内会と日本型直接支払制度の組織が、残す農地を決めた後、ほ場、農道、水路、ため池整備の実施について検討。 ・国、県の事業の活用を検討。 ・事業を希望する担い手を含めた耕作者、農家組合または町内会と日本型直接支払制度の組織で、実施主体の組織体制を検討。 ・随時、市に相談。 → ・圃場整備計画作成、要望提出 （例：中山間地域総合整備事業） → ・採択後、圃場整備事業実施に向けた調整・事業実施等 →							
	③人・農地プランの 理解の浸透を図る 【実施主体】 市と農家組合長	・人・農地プランの理解の促進と見直し作業。 ・新たな人・農地プランの作成。 → ・必要に応じて人・農地プランの修正、更新。 → ※ 人・農地プランは、法定化され、 「地域計画」という名称に変わりました。 市では、令和6年度に見直しを行う予定です。							